

助成対象経費の基準について

助成事業経費に関する留意事項

- 1 対象経費は事業実施に必要不可欠、且つ活動に直接必要となる経費に限ります。
- 2 上記1の例外として、次の団体には管理費を対象経費として認めます。
流動資産が1千万円未満のNPO法人が、広域事業助成に申請する場合は上限20万円、県域事業助成に申請する場合は上限10万円の管理費を認めます。
- 3 次の経費は助成対象から除外します。
 - ① 助成金の支出期限(2016年2月10日)以降に支払った経費
 - ② 上限額を上回る金額
 - ③ 管理費(上記2に定める場合を除く。)
 - ④ 当該事業に係る役員及び有給職員の人件費(上記2に定める場合を除く。)
 - ⑤ 助成対象団体(共催団体を含む)の役員及び有給職員が当該事業に参加する場合の謝金・旅費(上記2に定める場合を除く。)
 - ⑥ 助成対象団体(共催団体及び当該団体の傘下団体を含む)の役員、職員及び構成員の勤務先や所属団体に、印刷物等を委託した経費
 - ⑦ 事業を宣伝するためのマスメディア広告費
 - ⑧ 領収書を入手できない経費(近距離交通費は除く。)
 - ⑨ その他当財団が不相当と認める経費
- 4 公共交通機関の交通費は、全て実費精算とします。
- 5 助成対象経費には、税金を含みます。
- 6 その他、経費について疑義が生じたときは、当該経費の執行前に当財団事務局安全事業助成担当に照会してください。(照会方法:指定のE-mailもしくはFAX)

【別表】

2015年度 安全事業助成

経費区分 (費目)	経費の種類 []内は費目合計の 上限金額	対象経費	基準単価 (上限)	備考
管理費 (留意事項2に該当する団体のみ適用)		・事業運営に必要な経費	・広域事業助成20万円 ・県域事業助成10万円	・事業運営に必要な人件費、家賃、汎用物品購入等 ・領収書を入手できない経費は認めない。
旅費	旅費	・運賃 ・車両の燃料代 ・有料道路代 ・駐車料金 ・タクシー代		・公共交通機関の交通費は全て実費精算 ・運賃は算定基礎が証明できるもののみ対象 ・タクシー代は、公共交通機関の利用できない地域のみ対象 ・車両の燃料代、有料道路代は、使用目的、移動日、出発地、経由地、目的地、移動距離、移動者氏名等を記録した「車両行程書」を添付する。 ・公共交通機関の特別料金(グリーン車及びこれに類するもの)は対象外 ・事業(講演会、シンポジウム、表彰事業等)の一般参加者の旅費は対象外 ・雑給支給対象者は対象外 ・助成対象団体(共催団体含む)役員及び有給職員は対象外
	航空賃	・国内航空賃	エコノミー料金	・航空賃は遠距離等やむを得ない場合に限り対象
		・海外航空賃		
	宿泊費	・国内宿泊費	8,000円/泊・名	・事業(講演会、シンポジウム、表彰事業等)の一般参加者の宿泊費は対象外
・海外宿泊費		12,000円/泊・名		
諸謝金 [30万円]	・講師(基調講演者)	10万円/名	・諸謝金は、現金のみ対象(金券は対象外) ・助成対象団体(共催団体含む)役員及び有給職員は対象外	
	・その他の講師 ・パネリスト等出演者(司会者含む)	5万円/名		
	・表彰関係選考者	5万円/名		
	・イベント事業出演者	5万円/名・団体		
借料	・会場費(会場等設営費含む)	50万円/事業	・事業実施のため、一時的に借り上げるための経費 ・申請団体が管理、収益を受ける立場にある施設使用料は対象外 ・事業終了後の反省検討会等は対象外	
	・機材・備品借上費		・パソコン、プロジェクター、照明設備等	
	・車両借上費(レンタカー利用料含む)		・団体所有車両は対象外 ・使用目的、移動日、出発地、経由地、目的地、移動距離、移動者氏名等を記録した「車両行程書」を添付する。	

【別表】

2015年度 安全事業助成

経費区分 (費目)	経費の種類 []内は費目合計の 上限金額	対象経費	基準単価 (上限)	備考
表彰費 [懸賞論文事業 30万円] [その他事業 10万円]		・表彰の副賞	論文募集事業 10万円/件	・副賞は金券も対象
			その他事業 3万円/件	
		・表彰の記念品	5,000円/件	
原稿費		・原稿料	5万円/稿	・広報啓発物、掲載論文等の原稿料(現金以外の金券は対象外)
物品購入費		・事業を実施する上で必要とされる物品の購入費		・備品となる汎用機器(パソコン・プロジェクター等)は対象外 ・参加者への記念品・土産は対象外 ・広報活動時に着用する衣類等(ジャンパー等)は対象外
消耗品費		・事務用品・コピー用紙等		・活動に直接必要な消耗品に係る経費
通信運搬費		・事業案内文書の発送費 ・広報啓発物の発送費 ・振込手数料 ・電話料金		・当該事業関係経費と証明できるもののみ対象 ・振込手数料は、当該事業に関する支払分のみ対象 ・電話料金は、電話での相談業務等事業に直接必要となる経費のみ対象
保険料		・ボランティア保険		・当該事業活動に参加する者のみ対象
会議費		・講師、講演者等招待者等のお茶代 ・上記対象者との打合せ時のお茶代		・一般参加者のお茶代は対象外 ・食事代、弁当代、菓子代、酒代は対象外
業務委託費	印刷費	・ポスター、パンフレット、冊子等の広報啓発物作成費 ・プログラム、配布資料作成費 ・定期刊行物事業は、刊行物作成費		・残数が生じないよう、配布対象を精査し効率的な枚数とする。 ・事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料を含む。 ・シンポジウム等の開催結果をまとめた報告書は対象外 ・対象事業以外の内容が主体となる広報啓発物は対象外
	翻訳・通訳費	・翻訳料・通訳料		
	映像制作費	・映画、ビデオ、DVD制作 ・字幕翻訳 ・画像加工の経費		・事業内容と直結しているもののみ対象 ・事業の記録化のためのものは対象外
	雑給	・当該団体の無給職員及び無給構成員の人件費 ・事業実施の上で直接必要なアルバイトの人件費	1,000円/時間・名	・当該事業実施に直接必要な人件費に限る。(交通費を含む。)
避難所(シェルター)経費		・家賃等必要経費		・家賃及び防犯設備等の借料、必要な汎用物品の購入、光熱費等を対象とし、財団が承認した経費に限る。